

令和3年4月24日

それでは、呼びかけをさせていただきたいと思います。

本日の新規感染者数は72人で、再び過去最多を更新することとなり、極めて厳しい最大級の警戒が必要な状況が続いています。

私は毎日、個別の感染事例を確認するとともに、病院や保健所の状況等について報告を受けておるところであります。

その中で現在の第4波、特に変異株では、重症化しやすい、発症から重症化までの日数が短いと感じていたところではありますが、第3波との比較において、その特徴が数字上でも明らかとなってまいりました。

(資料を掲示) お手元の、皆さんには資料を配っていると思いますけど、この資料です。

新規感染者数に占める重傷者の割合ですけれども、第3波のときは全体で2.3%。しかし変異株の方は今回3.4%。特に60代以上の方だけ見れば、第3波のときは6.5%でしたが、今回16.7%。したがって、変異株が重症化しやすい傾向にあるということです。

さらに、発症から重症化までの日数につきましても、全体で見ますと第3波の時は8.9日。今回は8.3日ですけれども、60代以上だけ見れば、第3波の時は8.3日でしたが、今回の変異株においては7.5日ということで、重症化までの日数が短いということになります。ですので、つまり急激に容態が変化をする。そういう意味でも大変警戒しなければならない。そのような状況であります。

この数字だけをもって変異株が重症化しやすいと断定、言い切ることはできませんけれども、現状においてこういう形で変異株が増えていくと重症者が急増し、病院への負荷が大きくなっていくことを示唆していると考えています。

県では、医療機関を初め関係団体と継続的な調整を行っておりまして、先日も4つ対策を申し上げましたけれども、1つ目は、当面の医療提供体制強化という観点で、現在確保しております392床、これを4月下旬から5月上旬にかけて順次増床します。

それから2つ目は、宿泊療養施設を現在120まで増強していますけれども、さらに増強した上で、それは4月中にやって、5月中に新たな施設を確保するという形になります。

それから3つ目は、昨年度策定しました病床確保計画を見直して、5月中をめどにさらなる感染拡大を備えた医療提供体制を整備します。

それから4点目は検査についてですけれども、これまで以上に幅広く、接触者等に対して、検査を実施するとともに、社会福祉施設や医療機関等の従事者に対する、いわゆる社会的検査を実施するなどを進めているところでもあります。

厳しい状況が続く中、過去の波において、感染拡大の入口の1つとなりました、飲食の場面について対策を強化するため、昨日、県全域において、飲食店に対する営業時間短縮の要請を行うこととさせていただきました。

飲食店の皆様には、厳しい状況続く中、さらに厳しいお願いをすることとなり、大変心苦しく思っておりますけれども、第4波の波をできるだけ小さくし、そして少しでも早くこの波を終わらせるため、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

県民の皆さんにおかれましては、これからゴールデンウィークを迎えますが、今一度、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

繰り返しとなりますが、感染された方、そのご家族、クラスター発生施設やその関係者の皆様、医療機関の皆様、県外からお越しになられた方、外国人住民の方などに対する誹謗中傷、偏見や差別に繋がる行為は絶対に行わないでください。

そしてもうすでにご案内しておりますが、明日には、各分野の有識者の方々にお集まりいただき、まん延防止等重点措置についてご意見を伺うとともに、26日には対策本部員会議を開催し、まん延防止等重点措置の要請の可否、それから飲食店への営業時間の短縮要請等について決定する予定です。

県民、事業者の皆様には、さらにご不便をおかけすることになりますが、県としましても全力で対策を進めてまいりますので、引き続き、ともに感染防止対策に取り組んでいただきますよう、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

現在、緊急警戒宣言を発出中であります。昨日も申し上げましたが、飲食店への時短を含め、この緊急警戒宣言を強化延長させていただくというのを、26日に決めたいと思います。

いずれにしても、ご自身、ご家族など大切な方の命を守るために、今一度、感染防止対策、最大級の警戒でご協力をいただきたいと思います。

それから続いては、時短の協力金について少し、昨日よりも詳しくお話をしたいと思います。さらなる詳細は、26日の対策本部で決定次第、あらためてお伝えすることとなりますが、お問い合わせも20件ぐらいいただいておりますので、そういう意味で少し詳細にお伝えしたいと思います。

時短要請に応じただく飲食店を対象に支給する、時短要請協力金の概要について説明をいたします。対象店舗は、通常営業時に20時を超えて飲食の提供を行う飲食店で、大企業についても対象となります。対象区域は、県内全域です。

時短営業の要請期間は4月26日月曜日から5月11日火曜日で、協力金の支給を受けていただくには、要請期間の全期間、県内に所在する全店舗において、時短営業、休業も含みますけれども、協力をしていただくことが必要となります。

1店舗当たりの支給金額は、中小企業の場合、売上高に応じて1日当たり2.5万円から7.5万円。大企業の場合、売上高の減少額の4割で、1日当たり上限20万円です。ただし、今回は、事業者の皆様への周知が十分に行き届くよう準備期間を設けており、時短営業の開始が4月26日に間に合わない場合であっても、4月28日水曜日までに時短を開始していただいた場合は、協力金の対象となります。

協力金の申請につきましては、休業要請期間の終了後、できる限り早急に受け付け開始

できるよう、準備を進めております。詳細につきましては、先ほど言いましたように26日に発表予定です。

また、同日26日に協力金に関する相談窓口を正式に開設をし、事業者の皆様からの問い合わせに対応する予定であります。

(資料を掲示) ちょっと図示をするとこういう形になります。協力金は、26日から5月の11日まで。ただし、この準備期間として、28日から開始していただいた場合でも、協力金を交付させていただきます。

これは大企業も含むということ。それから、対象期間が県内全域ということになります。そしてこのグラフにありますとおり、中小企業の場合、売上高にあわせてこの線が変わっていくという形になります。それが大企業の場合は売上高の減少額の0.4掛けという形になりますし、窓口を26日に設置をするということになります。

私の方からの呼びかけなどは以上です。